

氏名・(本籍地)	木下昌規(東京都)
学位の種類	博士(文学)
学位記の番号	甲第53号
学位授与の日付	平成20年3月15日
学位論文題目	室町幕府組織と将軍権力の研究
論文審査委員	主査 小比木 輝之 副査 黒川 高明 副査 中野 正明

木下昌規氏 学位請求論文審査報告書

「室町幕府組織と将軍権力の研究」

論文の内容の要旨

室町時代末期における幕府政治機構は、後の織豊政権の影にかくれ、その研究はともすれば等閑視されてきた。本論文は、やがて織豊政権にいたる戦国大名の支配下にあつて室町幕府を支えた奉公人の動向を中心に、新興大名と将軍家、伝統貴族と将軍家の関係などから、室町時代末期における室町幕府の官制上の変遷と将軍権力の実態を、領地に関わる支配権つまり土地訴訟処理等における決定権をとおして解明しようとするものである。

本論文は、室町幕府研究史として、戦前の渡辺世祐氏『室町時代史』、田中義成氏『足利時代史』の研究、戦後の佐藤進一氏による「室町幕府論」を基礎研究として踏まえるが、これまでの室町幕府研究が応仁・文明の乱後は等閑視されてきた事実をまず指摘する。大乱から織豊期に至るおよそ百年間にわたって一時的な断絶はあるものの幕府・将軍は依然として存在しており、その存在は看過できないとし、「戦国時代」という中世から近世への移行期間を理解するためにも不可欠として本研究の視点を定め、必要性を論ずる。この視点に立ち、これまでの研究動向を次のごとくまとめる。まず、今谷明氏が応仁・文明の乱以降、「傀儡政権」とみなされてきた室町幕府・将軍を再検討し、飯倉晴武氏や鳥居和之氏、設楽薫氏などによる第十代義材と、第十二代義晴代の研究、第十一代の義澄期については山田康弘氏の研究などを紹介し課題を示す。これらの中で、第十二代義晴期の研究がもっとも多く、第十三代義輝期の研究は、宮本義巳氏が外交政策、高梨真行氏が外戚近衛氏や門跡との関係性、さらに黒嶋敏氏が幕府と諸国情報網、山田氏の「永祿の政変」(義輝暗殺)などを紹介し、当面の研究課題や展望を示す。その他、第十四代義栄期の研究は斎藤(瀬戸)薫氏と橋本政宣氏、水野智之氏の研究などを丹念に検証し、当面の課題を示している。

これらの研究成果と課題を十分にふまえた上で、第一部において将軍権力に関する考察、第二部は幕府官制上の変遷から当該期の幕府・将軍権力の推移について検討している。第一部第一章「応仁・文明の乱期における幕府の政務体制の一考察」は、大乱期の幕府・将軍の政務について検討し、とくに、大乱以降の幕府政務を支えたのは、管領を排除した義政側近の日野勝光や政所伊勢氏であり、彼らが単独で「御前

沙汰」を管掌したが、その限界が後世の「評定衆」や「申次」・「内談衆」といった側近集団を成立させたとする。第二章「足利義植政権の一考察—永正十年の出奔を巡って—」においては一時將軍職を追放された足利義植は、御前沙汰と政所沙汰の掌握を目指し、細川・大内両氏の「傀儡」であったという従来の認識が誤りであるとした。また第三章「戦国期室町幕府奉行人奉書にみる「執申」の文言をめぐって」では、戦国期に散見する「信長執申」という奉行人奉書について、信長の期間限定の権威であって、幕府・將軍の発給の奉行人奉書を凌駕するものではなく、義昭時代も幕府の普遍的権威は認められていたとする。

第二部第一章は「戦国期侍所の基礎研究—開闢の活動を中心として—」では大乱以降形骸化した「侍所」について検討を加え、第二章「幕府の官制“地方”についての基礎的研究」では、「地方(じかた)」「地奉行」ともいう)の活動を検討する。

以上を踏まえ、戦国期に幕府・將軍の活動が継続していたことが、権門や貴族・諸大名が末期まで幕府・將軍に紛争の裁決や所領の安堵状を求める要因になり、幕府再末期においてさえ、権力としての織田信長の存在は意識しても、伝統的権威としての幕府が存在し得たと結論づける。

審査結果の要旨

まず、本研究の前提には、幕府の政務＝訴訟処理という考え方があるが、それが將軍権力を示す全ての基準となるかという疑問が提示された。室町時代全体を通しての將軍権力、さらにはその時代前後の武家政権—つまり鎌倉幕府や江戸幕府における権力構造—の確認が求められた。次に、本論の基本的視点である「御前沙汰」の認識についてである。「御前沙汰」の集中をして戦国期將軍権力の確定とする本論の視点は、逆に権力が衰退するからこそ、政所・侍所・地方などの独立していた諸機関を吸収することで必死にその存在を示そうとしたとする見方もできなくはない。「御前沙汰」は時代の推移とともに拡大したとする見方ではなく、將軍自身と幕府機関とのあり方の変化によって拡大・縮小を繰り返したのではないか。その意味では、「御前沙汰」は將軍権力の指標であっても、権力の強さを示してくれるものではないのではないかとの疑問も出された。

第一部第一章で問題となったのは、応仁の乱前後で果して將軍親裁の「御前沙汰」と政所頭人の裁く「政所沙汰」が分化されていたか否か、さらに綿密な考証が必要という意見が出た。本論では応仁の乱が始まるとすぐに義政主導の「御前沙汰」と頭人主導の「政所沙汰」という図式が成立したとするが、実際は「文正の変」による政所頭人伊勢氏は幕府より締め出され、政所沙汰は執事代と寄人らによって運営されていたのではないか。その点から考えれば『結番日記』は政所沙汰で、義政が「御前沙汰」を行ったとするためには、なお他の史料の裏付けが必要という見解が出された。一方、日野勝光は義政の側近勢力を代表する人物であり、義政は勝光を通じて政所沙汰に介入しようとしていたとも考えられる。いずれにしても日野勝光と伊勢貞宗との間で「御前沙汰」か「政所沙汰」かの問題が取りざたされている例証は、訴訟管轄権の新しい視点を示したといえる。

第二章は將軍復職後の足利義植の執政についての考察であるが、従来の細川高国・大内義興の傀儡とする説に対し、義植は幕府内にあつては「御前沙汰」を主催し訴訟の親裁化を進めたとし、必ずしも細川京兆家の統制下にはなかったとする。それは、政所の裁定に義植が干渉している事実から、「御前沙汰」が政所沙汰を吸収しようとする点を導き出し、義植執政期の特徴と位置づける。これに対し、室町時代中後期を通じて、將軍による政所への干渉はまま見られ、幕府機関の中でも貞経・貞親の時代の政所は將軍決裁から独立した傾向を示すといわれる。そのため「御前沙汰」と「政所沙汰」では、歴代將軍がどのよう

な政治を志向するかによって対立や強調が見られるのではないかという見解が示された。また、御前沙汰＝雑訴方という理解が正しいか否か、雑訴方と御前沙汰はそれぞれ独立した機関であったのではないかという可能性も指摘された。

第三章は石崎論文に対する批判が趣旨である。論旨は、戦国・織豊時代にはいった京都周辺の権門が信長の朱印と幕府の奉書を求めている事実は、信長支配の一過性と室町幕府の永続性を認識した結果として、織田に先立つ三好長慶が畿内を支配した際、幕府の奉書は一時的に激減する事実はどうかという疑問が出された。さらに幕府文書の有効性を論証する必要性が指摘された。

第二部第一章は戦国期の侍所について論述したものである。異論は出されなかった。しかし、侍所事務官たる開闔(かいこう)や寄人の存在意義とはいかなるものか。初期侍所の構成は、山城守護を兼ねた頭人(所司)とその被官である所司代とその軍事力で構成されていたとされるが、その際の侍所奉公人と守護被官人との職掌はどうか。初期侍所の検討を踏まえた上で、戦国期には開闔が頭人や所司代の機能を受け継いだと考えれば、その背景がより鮮明に浮かび上がるのではないと思われる。

第二章の「地方」の研究は、小林氏以来ほとんど解明が進んでいないテーマで、論の前半は侍所と地方の職掌の分化と地方の独立化について述べ、屋地の沽却等に関しては戦国末期に政所が管轄するという。本論でも最終的に地方は御前沙汰や政所に吸収されてゆくとしている。しかし、政所との権限分掌論の展開が少なく、侍所・政所との比較検討がなお必要であり、侍所→地方独立→御前沙汰による吸収……とする論理展開はさらに綿密な検討との意見が出された。

全体を通じて確認されるのは将軍の権威の指標を「御前沙汰」にしているという点であろう。しかし、「御前沙汰」があるべき将軍の権威であったか。義植・義晴・義輝・義昭ら戦国期の将軍は、たしかに将軍親裁たる「御前沙汰」を志向している。これらの淵源は義政の執政に認められ、その義政は父義教の将軍専制を模倣したといわれる。しかし尊氏・義詮の時代は有力守護大名が頭人となり番編制で構成される引付で政務決済が図かれていた。室町幕府全盛を築く義満にいたっては実はいかなる決済を行っていたのかという研究は意外なほど少ない。そうすると「御前沙汰」という形態が必ずしも室町将軍として志向しなければならない制度とはいえないのではないか……という論点は先に記した。

しかしながら、現在の研究でほとんどエアポケットとなっている部分を主要テーマとして構成される本論文は、室町幕府制度史・将軍権力解明に一石を投じたものであり、随所に見られる新見解は博士論文として十分に評価されるべきものとして、審査員一同は本論文に博士の学位を授与するに足るものとする意見で一致した。